

京都光華女子大学海外研修プログラム参加に関する注意事項

1. 海外研修プログラム(渡航型)の参加にあたって

本学海外研修プログラムに参加するにあたり、渡航前オリエンテーションを受講するとともに、海外の研修先において安全に勉学に励み、海外研修を実り多いものとするために、下記の注意事項を十分理解し、遵守しなければならない。

2. 安全管理は自分自身で行う

海外では、身の危険や病気、事故等に遭遇する可能性が比較的高い。自分の身の安全を守るためには、各自があらかじめ最大限の対策を立てておく必要がある。また万一そのような事態に遭遇したときには、できる限り被害を最小限にとどめ、すみやかに危険から逃れることが肝心である。海外研修プログラムに参加する学生は、各自が自覚と責任を持ち、主体的に適切な判断と行動をとることが求められる。

3. プログラム開始前

1. 海外研修プログラム参加については、必ず保護者の承諾を得たうえで「同意・誓約書」(別紙-1)を提出すること。
2. 研修中に学生本人の故意または不注意によるトラブル等(迷惑行為・ホームステイ・本人の持病に起因するものを含む)によって生じた結果について、学生本人または保護者の責任において一切を処理し、本学およびその関係者に損害賠償その他の責任を追及しないこと。
そのために 保護者又はそれに相当する者は必ず前もって有効なパスポートを用意しておくこと。また、問題解決のための全ての費用(航空券代、渡航手続き費用、現地費用、幹旋経費など)は保護者の負担となる。
3. 「健康調査票」を提出し、学校医の面接を受け、心身共に研修に十分耐えうる健康状態であることを確認した上で、参加すること。健康上の留意点がある場合は、応募時または渡航前に申込書に記入、または国際交流センターに直接報告すると共に、健康上、海外研修の参加に支障がないと医師に診断されていること。また、渡航先における感染症などについて把握し、感染を回避するため、必要に応じて予防接種を受ける、或いは予防内服を行うなど、医師を通じて適切な予防措置を講じること。
4. 出発以前に必要な十分な海外旅行保険に加入する。
現地の諸事情を勘案し、保険のタイプを選ばなければならないが、少なくとも疾病・傷害・死亡・救援者派遣・賠償責任費用・緊急移送費等は十分に保障されているものでなければならない。クレジットカードに付帯されている海外旅行保険は不可とする。保険証券を下記の「海外渡航届」と併せて提出すること。
5. 「海外渡航届」(別紙-2)を提出すること。
旅券、査証、保険、利用する交通機関、便名、日程、滞在先(場所・連絡方法)、現地受入れ担当者とその連絡先などを所定の様式に記入のうえ、国際交流センターに提出すること。

6. 外務省や在外公館のホームページを利用して渡航先の現地情報(気候・治安・保健衛生・風俗習慣・交通・通信等)を得ておくこと。
7. 本学は上記事項を確認し、安全管理上問題があると判断した場合は、たとえプログラム開始後であっても、プログラムの変更や中止、帰国等を指示する必要があることを了解すること。

4. プログラム期間中

1. プログラム期間中、学生は以下のことを守らなければならない。また学生が下記の事項を守らず、または素行不良等により本学からの研修生として不適格であると受け入れ先大学等、または本学が判断した場合には、本学は学生の研修を中止する権利を有していることに同意すること。また、この権利行使により研修を中止して途中帰国する場合は、それに関わる費用を含めて学生本人または保護者の責任において一切を処理すること。
 - ① 滞在国・地域の法律・法規(飲酒・喫煙等)を遵守し、公序良俗に反する行為をしないこと。なお、現地の法律では適法であっても日本の国内法に反する行為(例示:未成年者の飲酒喫煙、一部の国や地域における大麻など薬物使用や所持)は禁止とする。
 - ② 安全に十分注意し、夜間の外出や単独行動はしないこと。また、アウトドア・アクティビティなどにおいて危険だと思われる活動への参加は、周りに流されず自分で判断し行動すること。
 - ③ プログラム期間中は受け入れ先大学等の規則を遵守し、迷惑をかけないようにすること。
 - ④ 滞在先は原則として本学の指定するホームステイまたは学生寮に限る。滞在先を無断で転居しないこと。
 - ⑤ 滞在先のルールを守り、迷惑をかけないこと。学生本人の故意または不注意により宿泊施設に関わるトラブル(迷惑行為、目的外使用、破損滅失等)が発生し、それによって生じた損害およびそれに関わる賠償については、学生本人または保護者の責任において処理すること。
 - ⑥ 自動車・自動二輪車の運転は行わないこと。
 - ⑦ アルバイトは行わないこと。
2. 在外公館等のホームページを利用して定期的に渡航先の危険情報について把握する。
3. 緊急連絡先(研修先の電話番号や住所、日本の家族、大学など)を記したメモは常に携帯する。
4. メールは、学部学科、国際交流センター等から連絡事項があるため、必ず毎日チェックする。
5. 研修中、原則一時帰国はしない。研修先から他所へ移動する場合や緊急の用件で帰国する場合は、事前にその旅行計画及び緊急時の連絡先を国際交流センターにメールで伝え、承認を得なければならない。また、何らかの理由で帰国予定(利用する交通機関、便名、日程)が変更になる場合は直ちに国際交流センターに連絡しなければならない。

6. 以下の場合に学生が被る学籍上、教務上、あるいは金銭上等の不利益に関して、学生本人または保護者の責任において一切を処理し、本学およびその関係者に損害賠償その他の責任を追究しないこと。
- ① 学生本人の故意または不注意あるいは予測し得ない事態により、事故や災害、疾病等が発生した場合。
 - ② 受け入れ先大学等における学業継続が不可能な場合（成績不良、学力不足、身体的疾病、精神的疾患等の理由により）。
 - ③ 研修中、受け入れ先大学等が所在する国（地域）の治安状況、疫病、自然災害等のやむをえない事情により、本学が学生本人の安全を第一と考え研修の中止または帰国を勧告した場合は、本学の判断に基づく指示に従い自費で帰国すること。
7. 学生本人の研修先における就学状況、体調および精神的状態等についての情報を、本学と受け入れ大学が共有することを承諾すること。
- また、渡航前に本学に届け出た学生本人の個人情報ならびに渡航中の事故情報・被害情報について、本学、受け入れ大学、保険会社、本学の指定する危機管理支援会社、関係官庁及び在外公館が、事故時の対応や学生本人および保護者との連絡のために共有、利用することに同意すること。

5. プログラム終了後

1. プログラム終了後は速やかに帰国し、本学の了解なく個人的な理由により滞在期間を延長しないこと。
2. 単位認定が必要な学生は、面談日の打ち合わせを各担当教員とメールで行うこと。
3. 帰国した学生は1週間以内に国際交流センターに「研修報告書」をオンライン提出すること。

6. 誓約書の提出

この注意事項を理解したうえで、プログラム参加学生ならびに保護者は「同意・誓約書」（別紙-1）を指定の期日までに国際交流センターへ提出しなければならない。

7. 緊急時の連絡先

本学における緊急時の連絡先は以下のとおり

国際交流センター

（TEL）：+81-75-325-5304（FAX）：+81-75-325-5317

E-mail：kj@mail.koka.ac.jp

上記に連絡がつかない場合（夜間・休日等）警備室：+81-75-325-5256